

# 第1章 計画の概要



## 1-1 緑の基本計画について

### (1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園の整備、緑地の保全や緑化の推進方策などについて、総合的に進めていくものです。

### (2) 対象とする緑

緑の基本計画で対象とする緑は、公園緑地、農地、河川などの水辺、樹林地、寺社林、緑化された民有地など幅広い空間を対象としています。

#### ■市内にある緑の空間



■南部地域の農地



■日吉倉熊野神社



■富里中央公園



■中沢の里山



■中沢四ツ塚・四ツ又弁天



■対象とする緑の分類

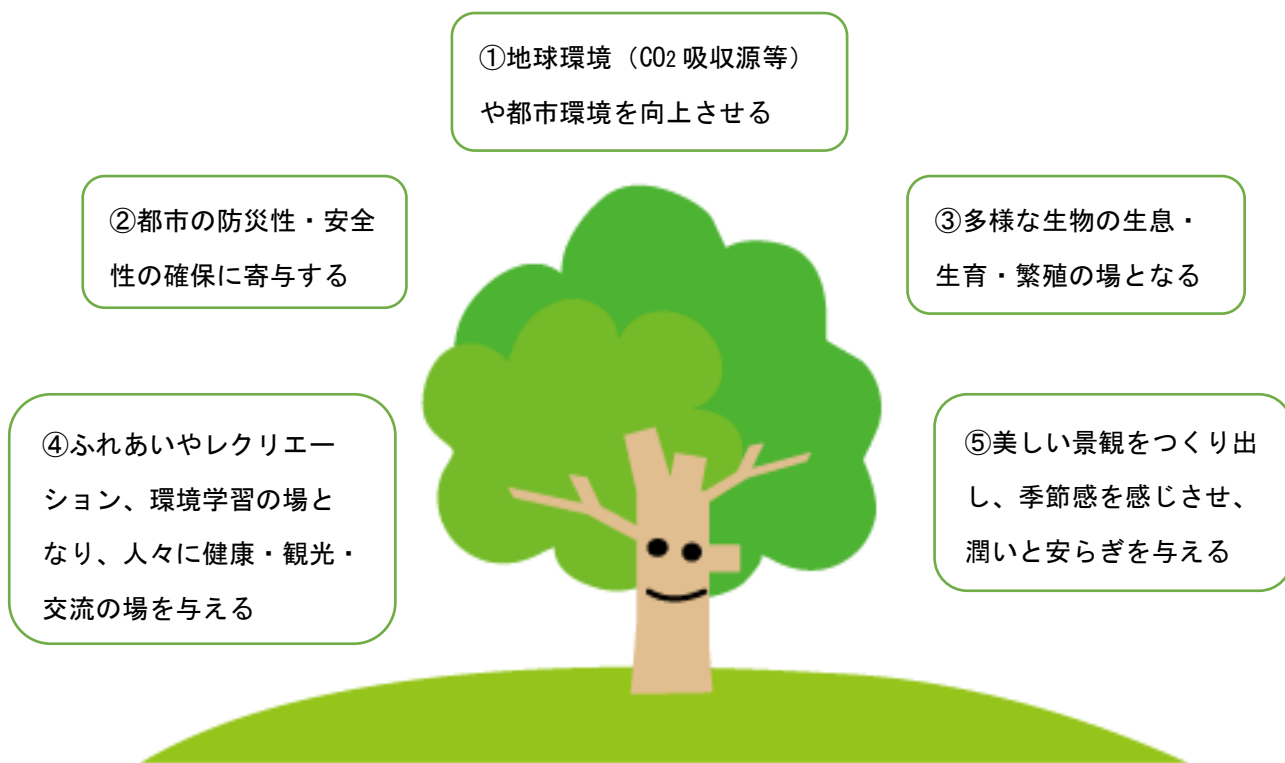
緑地の区分				緑地の概要
緑地	施設	都市公園	都市公園法で規定するもの	街区公園、近隣公園 等
		緑地	都市公園以外	公共施設緑地
	公共公益施設における植栽地等			学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帯及び植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地 等
	準公共的施設緑地		市民緑地	
	民間施設緑地	条例等に基づく緑地（上記以外）、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、社寺境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園 等		
地域制緑地等	法によるもの		風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 景観重要樹木（景観法） 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等	
	協定によるもの		緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）	
	条例等によるもの		条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定区域、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地 等	

出典：緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）



### (3) 緑の機能、効果

「緑」には、以下のような機能があり、これらの機能をより効果的に発揮されるようにしていくことが求められます。



#### 機能① 地球環境（CO<sub>2</sub>吸収源等）や都市環境を向上させます

樹林地や草地などの緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により空気中から吸収する働きがあることから、地球温暖化防止のための重要な機能を持っています。

また、緑は、コンクリートやアスファルトと比べて温まりにくく、蒸散作用や遮へい作用によって都市部におけるヒートアイランドの緩和効果もあります。

さらに、樹林地などは、雨水を保ち、地下水をかん養し、健全な水循環を形成する機能や騒音・振動を緩和する機能などがあり、都市環境を改善します。

#### 機能② 都市の防災性・安全性の確保に寄与します

公園・緑地などの緑の空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路の確保や消防防災・救護活動の場となります。

また、都市の緑は、災害時の避難者の生命を保護する場や復旧活動の重要な拠点として利用されるなど、安全・安心な都市づくりに貢献します。

さらに、樹林地における樹木が適切に維持管理されることで、洪水や土砂流出防止の機能も果たします。



### 機能③ 多様な生物の生息・生育・繁殖の場となります

緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。

特に、まとまりのある樹林地や良好な河川などは、「生物の重要な生息・生育・繁殖などの場」（コアの緑）として、広域的にも重要な役割を果たしています。また、身近な公園や街路樹、家庭の庭などの規模の小さな緑であっても、コアの周辺部の緑として、緑のネットワークを担い、生物多様性の確保に寄与する大切な役割を果たしています。

### 機能④ ふれあいやレクリエーション、環境学習の場となり、人々に健康・観光・交流の場を与えます

緑は、ハイキングやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進させてくれるとともに、自然の樹林や草花などの緑は、自然とのふれあいなどを通じて、私たちに心の安らぎを与え、ストレスや疲れを癒し、リフレッシュさせてくれます。また、生物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育む自然に関する環境学習の場としても重要です。

さらに、大規模な公園・緑地は、市内外の人々が訪れる観光やレクリエーションの拠点となり、身近な公園は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。

### 機能⑤ 美しい景観をつくり出し、季節感を感じさせ、潤いと安らぎを与えます

自然の緑が織りなす四季折々の風景や市街地、住宅地における木々、沿道の並木、草花などの緑や水辺は、美しい景観を形成する大切な要素です。

また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つ緑は、ふるさととしての歴史的景観を継承する重要な要素です。

緑により形成された景観は、人々の心に潤いと安らぎを与え、都市の特徴を表す大切な存在です。



## 1-2 計画の枠組み

---

### (1) 改定の背景と目的

本市では、平成16年(2004年)3月に「富里市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や公共施設の緑化など、様々な取組を進めてきました。その間、緑を取り巻く社会情勢の変化とともに、都市緑地法や都市公園法等が改正されるなど、緑に関する制度の見直しもされています。

上位計画である「富里市総合計画」が新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえ、策定年度が1年延長され、「富里市環境基本計画」も改定時期となることから、これらの計画と整合を図りながら、新たな緑の基本計画(以下「本計画」という。)を策定することといたしました。本計画では、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施できるように定めています。

### (2) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)の10年間とします。

### (3) 計画対象区域

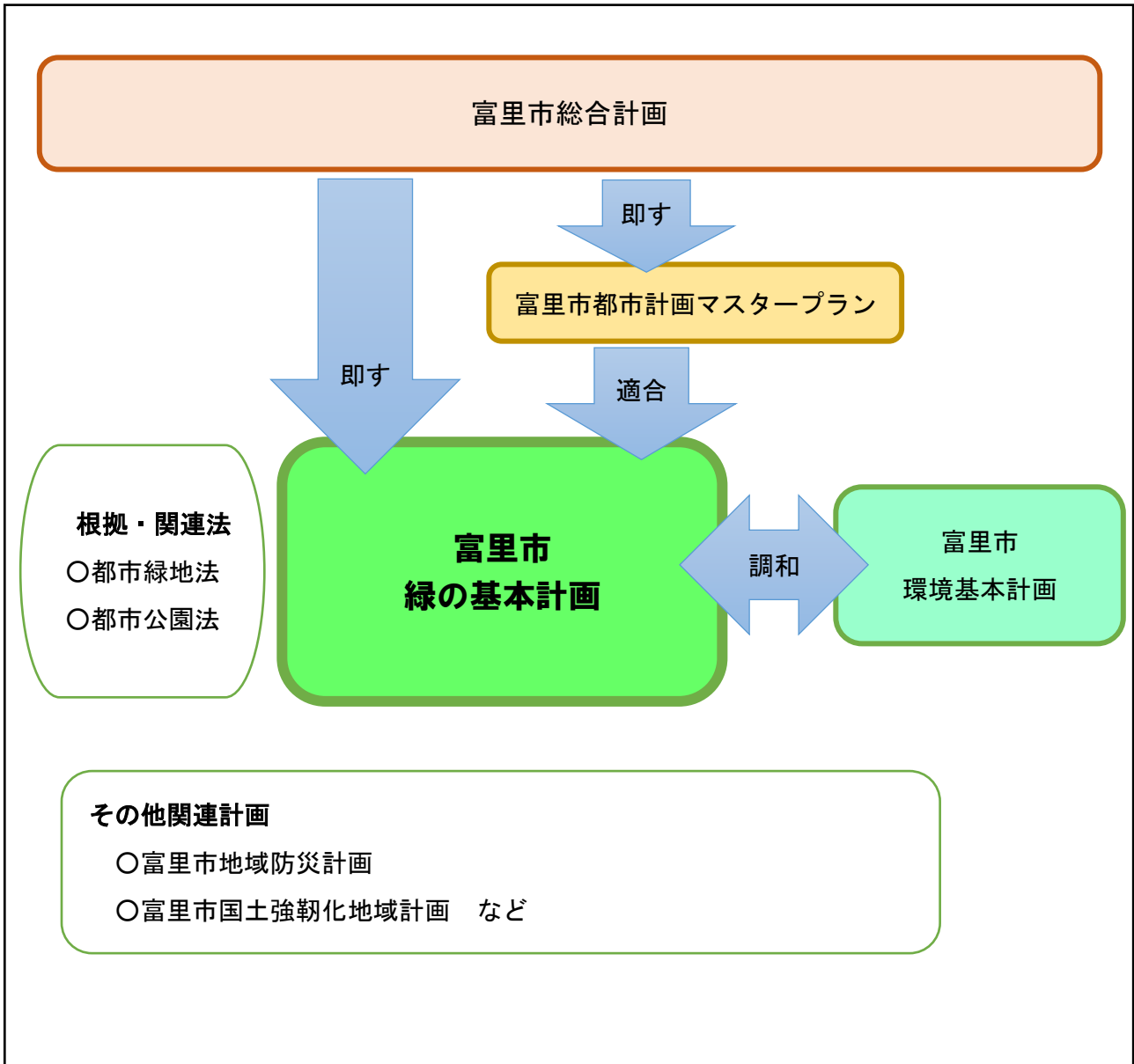
市域全体 5,388haを対象とします。



## 1-3 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法に基づき、上位計画である「富里市総合計画」に即し、「富里市都市計画マスタープラン」に適合し、また、「富里市環境基本計画」と調和した内容とする必要があります。その他の関連計画としては、富里市地域防災計画等が挙げられます。

### ■本計画と関連計画との関係



■関連計画の目標年度

計画の名称	年度											
	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	
緑の基本計画		令和4年度（2022年度）→ 令和13年度（2031年度）										
総合計画 （基本構想）		令和4年度（2022年度）→ 令和13年度（2031年度）										
都市計画マスタープラン		平成28年度（2016年度）→ 令和18年度（2036年度）										
環境基本計画		令和4年度（2022年度）→ 令和13年度（2031年度）										
地域防災計画		令和4年（2022年）2月修正（法改正等により随時修正）										
国土強靱化地域計画		令和3年度（2021年度）→ 令和7年度（2025年度）					次期計画					





## 1-4 緑を取り巻く社会的動向

### (1) 本計画が貢献するSDGsのゴール

SDGsの理念は、グローバル社会の中で大きく飛躍を目指す本市にとっても重要な視点であるため、国とともにSDGsの達成に向けた取組を加速していく必要があります。

本市においても、SDGsを取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、本計画においても、その土台として将来にわたり持続可能なまちづくりを目指します。

本計画で、目標達成に貢献するゴールは次の8つが挙げられます。



#### 目標3【保健】

⇒大気質、水質の改善



#### 目標4【教育】

⇒持続可能な開発を促進するための知識及び技能の普及



#### 目標6【水・衛生】

⇒水に関連する生態系の保護・回復



#### 目標11【持続可能な都市】

⇒包括的かつ持続可能な都市化の促進



#### 目標13【気候変動】

⇒気候変動の緩和、適応、影響軽減



#### 目標14【海洋資源】

⇒海洋堆積物、富栄養化など陸上活動由来の海洋汚染の防止・削減



#### 目標15【陸上資源】

⇒森林、山地などの陸域生態系の保全、回復  
⇒森林減少の阻止、劣化した森林の回復  
⇒自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止



#### 目標17【実施手段】

⇒行政と事業者、NPO、市民とのパートナーシップを推進



### 【参考】SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGsは、平成27年(2015年)9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を年限とする17のゴール(目標)、169のターゲット、232の指標が定められています。

開発途上国だけでなく先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでいます。SDGsは、世界共通の目指すべき姿に向けて取り組まれているグローバルな考え方ですが、自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と軌(みちすじ)を一つにするものです。SDGsの考え方を取り入れることで、地域課題解決の加速化や政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組がより一層充実・深化することが期待されています。

### ■SDGsの17の目標



## (2) グリーンインフラの推進

令和元年（2019年）7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この戦略において、グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされており、この取組を行政だけでなく、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することを目指しています。

### ■グリーンインフラの活用を推進すべき場面

#### 気候変動への対応

雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など

#### 投資や人材を呼び込む都市空間の形成

安全・安心な経済活動基盤の構築、自然環境と調和したオフィス街区の形成など

#### 自然環境と調和したオフィス空間等の形成

植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れた「バイオフィリックデザイン」など

#### 持続可能な国土利用・管理

過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生など

#### 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生

農的な土地利用の推進や自然環境の回復、今ある緑地・農地等の保存、グリーンインフラを活用した地域づくりなど

#### 都市空間の快適な利活用

個別の建築・開発行為を合わせた緑と水のネットワークの形成など

#### 生態系ネットワークの形成

多自然川づくり、湿原や干潟等の湿地の再生、緑地・農地の保全・形成による緑と水のネットワークの構築など

#### 豊かな生活空間の形成

環境教育、健康増進、レクリエーションなど



### (3) 生物多様性への配慮

平成22年(2010年)に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)における決議などを踏まえ、翌年に、生物多様性の確保を目的に都市緑地法運用指針が改正されました。生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることを指します。地球上には個性豊かな様々な生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や地球環境の維持など、様々な恩恵を受けています。

都市における生物多様性の確保には、都市計画や従来の都市緑化の方針との整合を図りながら生物多様性に配慮したまちづくりを総合的に進めるために、緑の基本計画に生物多様性の確保を柱の一つとして位置づけて運用していくことが重要となります。

#### ■生物多様性が豊かな都市のイメージ



出典：国土技術政策総合研究所資料

### (4) 緑とオープンスペースの新たなステージ

経済成長・人口増加の社会情勢下では、緑とオープンスペースの量的な拡大に重点をおいてきました。しかし、一定量のストックの蓄積や施設の老朽化、少子高齢化・人口減少、財政状況の悪化、国民の価値観の多様化などの状況の変化から、緑のオープンスペースが持つ多様な機能を最大限に引き出すため、質の向上へ転換が必要となっています。多様な機能の発揮により、持続可能で魅力ある高質都市の形成、個性と活力のある都市づくりの実現、市民の生活の質の向上などを目指していくことが求められます。

このような背景から、平成29年(2017年)に都市公園法が改正され、民間活力による都市公園整備手法である公募設置管理制度(Park-PFI)など、新しい制度が創設されました。



### (5) 都市農地の重要性の評価

平成27年(2015年)4月に成立した都市農業振興基本法により、都市農業の多様な機能(農産物の供給、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流の場、農業に対する理解醸成)が評価されました。それを受け、平成29年(2017年)に都市緑地法が改正され、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を施策に組み込むことが明確化されました。

また、平成3年(1991年)に改正された生産緑地法の規定により、全国的に平成4年(1992年)に生産緑地地区が指定され、固定資産税等が農地課税になるなどの軽減措置を受けた生産緑地が30年経過後に買取りの申し出を経て、行為の制限が解除されることによる宅地化等への転用が懸念されている、いわゆる「生産緑地2022年問題」ですが、本市においては、令和14年(2032年)に生産緑地地区の指定から30年を迎えます。

### (6) 新型コロナウイルスを契機として認識されたオープンスペースの重要性

ウイルスの感染対策として行われた外出自粛や在宅勤務等によって、自宅近くで過ごす時間が増えた結果、運動不足の解消やストレスの緩和といった効果が得られるオープンスペースの重要性が再認識されました。また、小・中学校の臨時休校によって、子どもの遊び場としての利用が増える一方で、子どもが殺到して過密となったり、公園からの音が在宅勤務者の支障になったりするなどの問題も新たに発生しました。今後、多様な世代のニーズに対応していくためには、オープンスペースが備えるべき機能を整理して、ストックを再編するとともに、信頼関係をベースとしたコミュニティのもとでのルールづくりや、利用者の相互理解を促していく必要があります。

### (7) 2050年カーボンニュートラルの実現への役割

令和2年(2020年)10月に開かれた臨時国会において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されました。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味しています。

樹林地や農地などの緑は、二酸化炭素を空気中から吸収する働きがあることから、2050年カーボンニュートラルにおける、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を果たすことができます。また、身近な緑化の推進も温室効果ガスの吸収源対策として効果があります。



